**まごし温泉新築事業**

**公募型プロポーザル実施要領**

**令和元年５月**

**伊佐市長寿介護課**

**目次**

**１　目的**

**２　事業の概要**

**３　対象事業**

**４　受注者の負担**

**５　事務局**

**６　参加資格**

**７　プロポーザルの提案課題**

**８　手続関係**

**９　技術提案書等の作成要領**

**10　審査および選定業者の決定**

**11　スケジュール**

**12　失格条件**

**13　その他**

まごし温泉新築事業に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件および審査等の内容については、次のとおりとする。

１　目的

平成12年４月に開館した菱刈総合保健福祉センター（まごし温泉）は、温泉設備の老朽化により多くの課題を抱えている。

しかし、まごし温泉は、市民の健康増進はもちろん、市民相互の交流の場として、また、気軽に立ち寄れる日帰り温泉施設として地域の活性化に寄与してきたところである。

今後も地域の健康づくりの拠点施設として活用するものであるが、改修するにあたっては構造上の問題もあるため、新築するものである。

新築工事にあたっては、温泉設備という特殊性に鑑み、公募型プロポーザル方式により、温泉に係るノウハウや豊富な経験等及び地域特性や周辺環境との調和に配慮した豊かで独創的なアイディアと高い技術力を有するとともに、設計から施工まで一括管理を行うことによるコスト縮減や、工期の短縮を図るに最も適した工法および業者を選定するものである。

２　事業の概要

　(1)　事業名　まごし温泉新築事業

(2)　場所　鹿児島県伊佐市菱刈前目711番地1

　(3)　敷地面積　3,826.401㎡

　(4)　上限延床面積　750㎡

　(5)　構造　プロポーザルの提案による

　(6)　駐車場　一般来客用、身障者用

　(7)　土地利用制限　都市計画区域外　無指定地域

　(8)　上限提案価格

①　令和元年度設計委託料上限額 ５千万円

②　上記①の設計委託料及び工事請負費・工事監理費の合計上限額　５億円

　　　　※上限額は消費税及び地方消費税を含むものとし、①若しくは②の各上限額を超えた提案は失格とする。

 (9)　契約等の締結

　　　・仮契約　令和元年８月下旬（予定）

　　　・本契約　令和元年10月上旬（予定）

　　　　※本契約の締結までは、契約を保証するものではなく、伊佐市議会の議決が得られず本契約に至らなかった場合、発注者はその損害賠償の責を負わない。

　(10)　業務履行期限　令和３年３月20日

　(11)　事業スケジュール

　　ア　基本・実施設計　令和元年10月上旬から令和２年１月下旬まで

　　イ　確認申請等手続　令和２年２月上旬から令和２年３月下旬まで

　　ウ　建設工事　令和２年４月上旬から令和３年３月20日まで

　　エ　供用開始　令和３年４月１日

３　対象事業

　本プロポーザルにおいて対象とする事業は、以下のとおりとする。

　(1)　基本・実施設計（建築、電気設備、機械設備、用地造成、外構）

　(2)　本体工事（電気設備工事および機械設備工事・温泉設備工事含む。）及び工事監理

　(3)　造成工事および外構工事

４　受注者の負担

　受注者は、当該事業に係る設計費用、工事費用及び監理費用を負担する。これら費用には、地質調査費、各種法令等に基づく手数料（確認申請、構造計算適合性判定等を含む。）、完成図書の作成費用などを含む。

５　事務局

(1)　事務局　伊佐市役所　長寿介護課　高齢福祉係　担当：重久・柏木

〒895-2511　伊佐市大口里1888

TEL　0995-23-1311　　FAX 0995-22-5035

URL　http://www.city.isa.kagoshima.jp

Mail　koureisya@city.isa.lg.jp

６　参加資格

　本プロポーザルの参加希望者は、次に掲げる要件を満たすこと。

　(1)　共通要件

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ　集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行なうおそれがある団体又は当該団体と密接な関係を有しないこと。

ウ　国、鹿児島県および本市から指名停止を受けていないこと。

銀行取引停止となっていないこと。

エ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法令第225号）に基づく再生手続き中でないこと。

　(2)　共同企業体に関する要件

ア　基本・実施設計と工事監理を行う者および施工を行う者並びに温泉施設の専門的知識を有し、過去に温泉施設の新築又は増改築工事に携わった実績を有す者の複数の者で構成される特定建設工事共同企業体であること。

　　イ　特定建設工事共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

　　ウ　代表者以外の構成員の出資比率の合計は30パーセント以上であること。

　　エ　共同企業体の構成員は、本事業における他の共同企業体の構成員ではないこと。

　(3)　基本・実施設計と工事監理業務を行う者の要件

　　ア　建築士法（昭和25年法律202号）第23条に規定する一級建築士事務所の登録を受けているものであって、同法第２条第２項に規定する一級建築士を２名以上有し、その中から本業務に一級建築士を１名以上配置できること。

　　イ　本市の建築関係建設コンサルタント業務建築一般に係る入札参加資格を有すること。

　　ウ　監理技術者（専任）および照査技術者を配置できること。

　　エ　過去に、延床面積500㎡以上の温泉施設の建築設計業務実績（設計中のものを含み、構造、設備等、一部分を設計したものを除く。）を有すること。

(4)　施工業務を行う者の要件

　　ア　本市の建設工事等入札参加資格を有するものであって、建築一式工事A級又はB級に等級格付けされていること。

　　イ　実務経験年数が10年以上であって、建築工事一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものを主任技術者又は監理技術者として本工事に専任で配置できること。

　(5)　代表企業となる者の要件

　　ア　本市の建設工事等入札参加資格を有するものであって、建築一式工事A級又はB級に等級格付けされていること。

７　プロポーザルの提案課題

　本プロポーザルの提案課題は、次の４項目とする。

　(1)　「人と環境にやさしく、健康と福祉増進のために活用され、市民に親しまれる憩いの場となる施設」についての提案

　(2)　「工期の短縮及び工事費用の縮減（設計を含む概算総工事費とする。）並びに維持管理経費低減」についての提案

　(3)　「衛生管理を第一とし、開業後の管理や清掃が容易に行えるなどの工夫」についての提案

 (4)　「既存の総合保健福祉センターとの連携」についての提案

８　手続関係

　(1)　質疑書の提出手続

　　ア　質疑書の提出場所および方法

　　　　質疑は、質疑書（様式第1号）を作成し、Eメール又はFAXにより、事務局へ提出すること。

　　イ　質疑書の提出期限

　　　(ｱ)　第一次審査分　令和元年６月10日（月）17時00分

　　　(ｲ)　第二次審査分　令和元年７月26日（金）17時00分

　　ウ　回答期限および回答方法

　　　　質疑に対する回答については、一括してとりまとめを行った後、様式第１－２号によりホームページ上で回答する。また、質疑への回答内容は、本要領の追加又は修正とみなすものとする。

　　　(ｱ)　第一次審査分　令和元年６月20日（木）17時00分まで

　　　(ｲ)　第二次審査分　令和元年７月31日（水）17時00分まで

　(2)　第一次審査の提出書類等

　　ア　提出書類

(ｱ)　参加表明書（様式第2号）　1部

(ｲ)　特定建設工事共同企業体プロポーザル参加資格確認書（様

　式第3号）　１部

　　　(ｳ)　特定建設工事共同企業体協定書（様式第4号）の写し　12部

　　　(ｴ)　設計及び施工実績調書（様式第5号）　12部

　　　(ｵ)　配置予定技術者調書（様式第6号）　12部

　　　(ｶ)　誓約書（様式第7号）　1部

　　イ　提出先　提出先は、事務局とする。

　　ウ　提出期間　令和元年５月31日（金）から７月８日（月）まで

　　　　持参して提出する場合の受付時間は、伊佐市役所の開庁日の午前９時から午後５時までとする。

　　エ　提出方法

　　　(ｱ)　提出期間内に事務局に持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は簡易下記留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。また、提出書類の電子データを収録した電子媒体等（CD等をいう。以下同じ。）を併せて提出すること。

　　　(ｲ)　事務局による提出書類の確認後、提出された参加表明書に収受印を押印し、その写しを交付する。郵送による提出の場合は、当該写しを郵送する。

　　　(ｳ)　参加表明書等の提出は、代表者が行うこと。

　　オ　参加表明書等の作成および提出上の注意事項

　　　(ｱ)　参加表明書等を提出したものは、本実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

　　　(ｲ)　電送および電子媒体のみでの提出は受け付けない。

　　　(ｳ)　提出書類の作成に用いる言語、通貨および単位は、日本語、日本円、日本の標準時および計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

　　　(ｴ)　提出後の参加表明書等の再提出、差替えおよび修正は一切認めない。

　　　(ｵ)　設計及び施工実績調書、配置予定技術者調書については、構成員全員分を提出すること。

　(3)　第二次審査の提出書類（技術提案書等作成要領による。）

　　ア　提出書類

　　　(ｱ)　技術提案提出書（様式第8号）　１部

　　　(ｲ)　技術提案書（様式第9号）　Ａ３横　12部

　　　　　提案に関する図書

　　　　　敷地配置図、平面図、立面図、イメージ図、概算実施設計費・工事費、年間メンテナンス概算見積書（提案した設備の営業中のトラブル対応や定期保守および温泉施設として1年間に行うべき管、タンク・設備の清掃消毒、その他推奨するメンテナンス等を行う場合の費用）、

工程表

　　イ　提出先　提出先は、事務局とする。

　　ウ　提出期限　令和元年８月16日（金）17時00分

　　　　持参して提出する場合の受付時間は、伊佐市役所の開庁日の午前９時から午後５時までとする。

　　エ　提出方法

　　　(ｱ)　提出期限内に事務局に直接持参又は郵送により提出すること。

　　　　郵送の場合は簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。また、提出書類の電子データを収録した電子媒体等も併せて提出すること。

　　　(ｲ)　事務局による提出書類の確認後、提出された技術提案提出書に収受印を押印し、その写しを交付する。郵送による提出の場合は、当該写しを郵送する。

　　オ　技術提案書等の作成および提出上の注意事項

　　　(ｱ)　技術提案書等を提出した者は、本実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

　　　(ｲ)　電送および電子媒体のみでの提出は受け付けない。

　　　(ｳ)　提出書類の作成に用いる言語、通貨および単位は、日本語、日本円、日本の標準時および計量法に定める単位に限る。

　　　(ｴ)　提出後の技術提案書等の再提出、差替えおよび修正は一切認めない。

９　技術提案書等の作成要領

　(1)　技術提案書等は、様式が定められているものについてはその様式に従い、様式が定められていないものについては用紙の片面に横書きで作成すること。ただし、技術提案書等の一部を着色し、又は彩色することを妨げない。

　(2)　技術提案書等の作成にあたっては、以下の事項に留意すること。

　　ア　基本的な考え方を簡潔に記述すること。

　　イ　必要に応じ、文章を補完するためのイラスト、概念図等を添付すること。

　　ウ　イメージ図については、以下のとおりとする。

　　　(ｱ)　全体構想（配置・平面計画等）がわかるものとする。

　　　(ｲ)　周辺景観との調和が理解できるものとすること。

　　エ　あらかじめ定められた要求水準書における着眼点等を踏まえて作成すること。

　(3)　提出書類は、左端をクリップで仮綴とし、表紙にプロポーザルの名称を明記すること。

10　審査および選定業者の決定

　(1)　審査

　　ア　第一次審査（参加資格審査）

　　　　第一次審査は、まごし温泉改築事業公募型プロポーザル審査委員会設置要綱（平成31年４月１日施行）により組織された審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、参加表明書等を公正に審査し、その結果をもとに、第二次審査を行う者を選定する。

　　　　参加表明がない場合又は参加表明者が参加資格を満たさない場合等にあっては、再度広告を行い提案者を公募する。

　　イ　第二次審査（提案審査）

　　　　審査委員会は、第一次審査により選定された者を対象に、以下のとおり技術提案書等のプレゼンテーションおよびヒアリングを実施する。

　　　(ｱ)　プレゼンテーションおよびヒアリングは、１者につき30分（説明15分・質疑15分）とし、このプロポーザルを担当する主任技術者を含め５名までの出席を求めて実施する。

　　　(ｲ)　プレゼンテーションおよびヒアリングにて求める内容は、提案内容についての追加説明および審査委員会委員からの質疑とする。

　　　(ｳ)　提案者が１者のみであっても、参加資格を有する者であればプロポーザルを実施する。

　(2)　選定業者の決定

　　　審査委員会は、審査基準に基づき、提案者の提案に対し、価格と価格以外の要素を総合的に評価して点数をつけ、最も点数の高かった者を最優秀提案者として1者、次点者として1者を選定する。その後、伊佐市工事請負業者選定審議委員会において選定業者を決定する。ただし、審査基準に定める最低基準点を超える提案がない場合にあっては、再度広告を行い提案者を公募する。

　(3)　契約締結

　　　市は、最優秀提案者と設計内容等について協議を行った上で、設計・施工一括発注契約を締結するものとする。最優秀提案者と協議が整わない場合は、次点者と協議を行った上で契約を締結する。

　(4)　選定結果の通知および公表

　　　選定された提案者に対しては、書面によりその旨を通知するとともに、選定されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知する。また、各提案者（選定されたなった者についてはその名称を除く。）に関し、評価項目ごとの評価点数を本市ホームページ等により公表する。

　(5)　審査に対する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

11　スケジュール

　令和元年５月31日（金）　 　公告

　令和元年５月31日（金）　　 参加表明書等交付開始

　令和元年５月31日（金）　　 質疑受付（第一次審査分）

　令和元年６月10日（月）　　 質疑締切（第一次審査分）

　令和元年６月20日（木）　 　質疑回答

　令和元年７月 ８日（月）　　 参加表明書等提出期限

　令和元年７月16日（火）　 　第一次審査

　令和元年７月16日（火）　　 第一次審査結果通知

　令和元年７月16日（火）　　 質疑受付（第二次審査分）

　令和元年７月26日（金）　　 質疑締切（第二次審査分）

　令和元年７月31日（水）　　 質疑回答

　令和元年８月16日（金）　　 技術提案書等提出期限

　令和元年８月23日（金）　　 第二次審査

　令和元年８月下旬　　　　　　選定業者決定

　令和元年８月下旬　　　　　　仮契約

　令和元年９月議会　　　　　　契約の議案上程

　令和元年10月上旬　　　　　 本契約

12　失格条件

　参加希望者が、参加表明書等提出後に参加資格を満たさなくなった場合又はこの要領に定める手続以外の手法により、審査委員会委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助等を直接又は間接に求めた場合は失格とする。

　また、提出された技術提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

　(1)　技術提案書等の提出先、提出方法および提出期限に適合しないもの。

　(2)　本実施要領に示された様式および記載上の留意事項に適合しないもの。

　(3)　技術提案書等に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

　(4)　技術提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

　(5)　虚偽の内容が記載されているもの。

　(6)　上限提案価格の５億円を超えているもの。

13　その他

　(1)　技術提案書等の作成、提出、ヒアリング等、本プロポーザルに要する費用は提出者の負担とする。

　(2)　提出された参加表明書等および技術提案書等（以下「提出された書類等」という。）は、選定、非選定に関わらず返却しない。

　(3)　提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

　(4)　提出された書類等は、選定を行う作業に必要な範囲において、提出者に断りなく、その写しを作成し、使用することができるものとする。

　(5)　市は、業者選定後、選定した業者の技術提案の内容に拘束されないものとする。

　(6)　本業務の実施に当たっては、監理技術者及び主任技術者は、特別な理由があると認められる場合を除き変更することはできない。

　(7)　選定された業者は、地元説明会、庁内会議等に参加するものとする。

　(8)　提出された書類等の著作権は、原則として当該書類等の作成者に帰属するが、採用した技術提案書等の著作権は、伊佐市に帰属するものとする。

　(9)　提出された書類等は、伊佐市情報公開条例に基づく公文書開示請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開されることがある。